行政法　予備２７１５肢エ

第１　肢の結論

誤っている。

第２　不利益処分の理由の提示の不備による瑕疵は，治癒されるか。

１　問題の所在

行政手続法は，不利益処分を行う際，理由の提示を示さなければならないとする（行政手続法１４条)。理由の提示に不備があったが，後日の不服申立てに対する裁決又は決定において当該処分の具体的根拠が明らかになった。この場合，理由の提示の瑕疵は治癒されるか問題となる。

２　結論および理由

（１）　結論

後日，裁決又は決定により処分の具体的根拠が明らかになっても，理由の提示不備の瑕疵は治癒されない。よって，治癒されるとする肢は誤り。

（２）　理由

確かに，理由の提示の不備があっても，後日，具体的根拠が明らかになった。結果的に，理由を把握できたといえる。理由の提示の不備は，手続上の瑕疵とも考えられる。したがって，結果として目的が達成された以上，手続上の瑕疵は，軽微であるとして，治癒されるとも思える。

しかし，不都合である。仮に，結果として，把握できたことを理由に瑕疵が治癒されると，行政庁側が，積極的に理由を開示しない恐れがあると考えられるからである。

すなわち，最終的に伝われればよいとすると，初めから出さなくても，行政庁は責任を問われない。その結果，理由を行政庁は，開示しなくなる恐れがあると考えられるからである。このような運用は，国民にとって，不利益が大きい。したがって，瑕疵を治癒しないとする必要がある。

行政手続法１４条で，理由開示を要求した趣旨は，行政庁の恣意抑制と国民側の訴訟便宜機能を図るためにある。この趣旨は，手続上のものであっても，国民にとって，重要である。したがって，理由開示の不備は，重大な違法になる。したがって，事後的に，具体的な理由が判明したとしても，瑕疵は治癒されないと解するのが相当である。

以上